

24国民春闘で

月額30,000円以上

時給190円以上

賃金アップ  
実現だ

やるぞ!  
史上最高の  
ベア獲得

正規も非正規も  
賃上げ10%以上

あなたも  
労働組合で  
声を上げてみませんか?



労働条件は「労働者と使用者が対等の立場において決定するもの」(労働基準法2条)です。けれども、実際は、一人では労働者の立場は弱く、物価が上がり生活が苦しくなっても、声を出せずにいるのではないのでしょうか。結果、労働者の実質賃金は下がり続ける一方で、大企業の内部留保は過去最高になっています。

だからこそ、個人ではなく、憲法や法律に定められている労働組合で使用者と交渉することが必要です。労働組合をつくって「賃金上げろ」の声を上げましょう!一人でも加入できる労働組合もあります。

### 知ってる? ストライキは労働者の権利

今、海外や日本でも「労働組合」と「ストライキ」に注目が集まっています。ストライキは労働組合が労働者の要求を実現するため、働くことを皆で拒否し、経営側に譲歩をさせるもので、憲法28条で保障されている権利です。

アメリカではGMなど3大自動車メーカーに対し、全米自動車労働組合(UAW)が40%以上の賃上げを求めてストライキを約1カ月半続け、大企業の譲歩を引き出し今後4年半で25%の賃上げで合意しました。日本でも、賃上げや冬季一時金(ボーナス)の交渉で、低額回答に抗議、あるいは大幅上乗せを求め、医療、マスコミ、製造業、小売業など様々な業種の労働組合がストライキにうってでいます。



人件費も転嫁できる公正な取引を

労働相談・労働組合づくり  
労働相談ホットライン  
0120-378-060

相談無料  
秘密厳守